

(下線部分は改正部分)

書式	項目	新 (2024年(令和6年)8月版)	旧 (2020年(令和2年)4月版)
業務委託書(契約業務一覧)	全般	<u>業務報酬基準</u>	告示第98号
	表紙裏	2. II、IIIにおける「(1)基本業務」は、 <u>令和6年国土交通省告示第8号</u> で定められた「 <u>建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準</u> 」(以下、「 <u>業務報酬基準</u> 」という。)で示された「標準業務」に、一部業務内容の追記や表現の変更を行い記載している。 ※告示ガイドライン:「 <u>建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について 業務報酬基準検討委員会編</u> 」	2. II、IIIにおける「(1)基本業務」は、 <u>平成三十一年国土交通省告示第九十八号</u> (以下、「 <u>告示第98号</u> 」という。)で示された「標準業務」に、一部業務内容の追記や表現の変更を行い記載している。 ※告示ガイドライン:「 <u>建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について(2019年告示第98号版) 業務報酬基準検討委員会編</u> 」
	P.3 1A01 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(削除)	調査は、 <u>法令の有無の調査程度に留めるものとし、それ以上の詳細な調査、検討についてはオプション業務とする。</u>
	P.5 2A02 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(削除)	②調査は、 <u>法令の有無の調査程度に留めるものとし、それ以上の詳細な調査、検討についてはオプション業務とする。</u>
	P.9 4A1 05 工事と設計図書等との照合及び確認の結果報告等	委託者に報告した場合には、	委託者に <u>書面</u> で報告した場合には、
	P.9 4A1 06 工事監理報告書等の提出	工事監理報告書を <u>検査実施者</u> に提出する。	工事監理報告書を <u>建築主事等</u> に提出する。
	P.17 OP17 3) 計画建築物周辺の環境維持に関する協議や計画、評価等	⑰ <u>非住宅においては、モデル建物法以外による省エネルギー適合性判定(標準入力法及び大臣認定によるもの等)業務</u>	⑰モデル建物法以外による省エネルギー適合性判定(標準入力法及び大臣認定によるもの等)業務
	P.22 OP33 十二 設計の変更に伴い発生する業務	②設計と条件変更等による <u>設計期間延長に伴う追加の設計・監理業務</u>	②設計と条件変更等による追加の設計・監理業務
	P.23 OP34 十三 その他建築物の計画に付随する業務	⑳ <u>委託者と受託者間又は受託者間におけるクラウドサーバー上への共通データ環境(CDE環境)の構築・管理</u>	(新設)
		㉑ <u>プロジェクト完了後のBIMデータの保管</u>	(新設)

書式	項目	新 (2024年(令和6年)8月版)	旧 (2020年(令和2年)4月版)
契約書類の構成と使用上の留意事項	<p>P.5</p> <p>4. 業務委託書(契約業務一覧)について</p> <p>2) 各契約業務及び成果物・提出物一覧</p>	<p>・「II 設計に関する契約業務」、「III 監理に関する契約業務」については、いずれも令和6年国土交通省告示第8号「<u>建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準</u>」(以下、<u>業務報酬基準</u>)の標準業務に準拠しています。</p> <p>・「I 調査・企画に関する契約業務」、「IV 建築物完成後の契約業務」については、<u>業務報酬基準</u>の標準業務に含まれないオプション業務です。</p> <p>・各契約業務における「基本業務」とは、<u>業務報酬基準</u>で示された「標準業務」に、業務内容を明確化するための一部業務内容の追記や、表現の変更を行ったものです。</p> <p>・「基本業務」と<u>業務報酬基準</u>で示された「標準業務」とで表現等が違う部分には下線を引いてその違いを明確化しています。</p>	<p>・「I 調査・企画に関する契約業務」、「IV 建築物完成後の契約業務」については、<u>全てが平成31年(2019年)国土交通省告示第98号(以下「告示第98号」という。)</u>の標準業務に含まれないオプション業務です。</p> <p>・各契約業務における「基本業務」とは、<u>告示第98号</u>で示された「標準業務」に、業務内容を明確化するための一部業務内容の追記や、表現の変更を行ったものです。「標準業務」自体は、<u>旧告示第15号</u>と<u>新告示第98号</u>で相違はありませんので、平成27年版の「<u>四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款</u>」に同梱されていた「<u>基本業務委託書</u>」と同じ内容とお考えください。</p> <p>・「基本業務」と<u>告示第98号</u>で示された「標準業務」とで表現等が違う部分には下線を引いてその違いを明確化しています。</p>
	<p>P.6</p> <p>3) 契約オプション業務</p>	<p>・「V 契約オプション業務」の表1から表4の各表(以下「各表」という。)の「オプション業務内容」欄に記載の業務は、告示ガイドライン(建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について <u>業務報酬基準検討委員会編</u>)の業務報酬基準の「告示別添四に示す標準業務に付随する追加的な業務の具体的な内容の例示」の業務内容と概ね整合しています。<u>業務報酬基準</u>との一部業務内容の追記や表現の違い、追加項目については、下線を引いて明確化しています。</p>	<p>・「V 契約オプション業務」の表1から表4の各表(以下「各表」という。)の「オプション業務内容」欄に記載の業務は、告示ガイドライン(建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について <u>2019年告示第98号版 業務報酬基準検討委員会編</u>)の<u>告示第98号業務報酬基準</u>の「告示別添四に示す標準業務に付随する追加的な業務の具体的な内容の例示」の業務内容と概ね整合しています。<u>告示第98号</u>との一部業務内容の追記や表現の違い、追加項目については、下線を引いて明確化しています。</p>